

## 店舗販売業各申請（届）書の記載上の注意

書 類		記 載 上 の 注 意
許 可 申 請 類	許可申請書 手数料34,100円（現金） R3.8.1現在	1 申請者の欠格条項に当該する事実がなければ、「なし」（法人の場合は「全員なし」）と記載してください。
	1 平面図	1 店舗内の区画等を面積がわかるように記載してください。 2 要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品の陳列場所（情報を提供するための設備までの距離）、冷暗貯蔵設備、毒薬貯蔵設備及び情報を提供するための設備を明示してください。
	2 登記事項証明書 （申請者が法人の場合）	1 6ヶ月以内に発行されたものが有効です。 2 法人の目的に、医薬品の販売等に関する業務に該当する業務の記載が必要です。
	3 申請者の診断書 （該当者のみ）	申請者（法人の場合は、薬事の業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者である場合は、その者に係る精神機能の障害に関する医師の診断書が必要です。
	4 証 書 （使用関係を証する書類）	1 薬剤師・登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に必要です。
	5 資格証明書	1 薬剤師：薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 2 登録販売者：販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。
	6 管理者、従事者の氏名等	1 管理者・従事者の氏名、住所、免許（従事登録）の登録番号、登録年月日、週当たり勤務時間数を記載した書類を添付してください。週当たり勤務時間数に変動がある場合は、週平均により算出してください。
	7 実務従事証明書	店舗管理者が登録販売者の場合に、その管理者の業務経験を証明する以下のいずれかの書の写し及び本証を持参してください。 1 業務従事証明書 2 実務従事証明書 3 勤務状況報告書
	8 取り扱う医薬品の区分	1 要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品のうち、取り扱う医薬品の区分を記載した書類を添付してください。
	9 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	1 資格者の勤務時間と営業時間等の関係が、法令の基準に適合することを確認してください。
	10 その他	1 兼営事業（管理医療機器販売業・貸与業等）の種類を記載した書類を添付してください。
11 特定販売に関する書類	特定販売を行う場合にのみ必要です。下記の事項を記した書類を添付してください。 1 広告に表示する名称（申請書に記載した店舗名称と異なる名称で広告する場合） 2 使用する通信手段 3 主たるホームページアドレス（インターネット広告を行う場合） 4 特定販売を行う時間 5 特定販売のみを行う時間 6 特定販売を行う医薬品の区分 7 主たるホームページの構成概要 8 特定販売を監督するために必要な設備の概要	

更 新 申 請	許可更新申請書 手数料12,700円（現金） R3.8.1現在	1 許可年月日は、有効期間の最初の年月日です。 2 変更内容は、更新申請書を提出する30日前以降に変更のあった事項を記載してください。ただし、変更事項があれば、その都度変更届を提出してください。 3 申請者の欠格条項に該当する事実がなければ「なし」（法人の場合は「全員なし」）と記載してください。 4 更新申請の手続きは、1ヶ月前までに行ってください。
	添付書類	1 許可証

書 類		記 載 上 の 注 意	
変 更 届 （ 変 更 後 30 日 以 内 に 届 出 ）	変更届書 （申請者に関する変更）	1 変更事項（申請者氏名、申請者住所、役員等）を明確に記載してください。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日です。薬事の登記事項の変更については変更の事実があった年月日です。 3 役員の変更の場合、備考欄に「役員は法第5条第3号イからトまでに掲げる者に該当しない」旨を記載してください。なお、新たに薬事の業務に責任を有する役員になった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者である場合は、その者に係る精神機能の障害に関する医師の診断書が必要です。	
	添付書類 1 登記事項証明書等	1 変更内容（変更前後）が確認できる書類が必要です。	
	変更届書 （資格者の変更）	1 変更前及び変更後にそれぞれ資格者の氏名を全て記載してください。 2 新たに従事する資格者の住所、登録番号及び登録年月日を記載してください。	
	添付書類	1 証書 （使用関係を証する書類）	1 薬剤師・登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に必要です。
		2 資格証明書	1 薬剤師：薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 2 登録販売者：販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。
		3 週間勤務表	1 資格者の勤務時間と営業時間等の関係が、法令の基準に適うことを確認してください。
	変更届書 （構造設備の変更）	1 変更年月日は、実際に変更した年月日です。	
添付書類 1 平面図	1 構造設備をどのように変更したかがわかる図面（変更前後）を添付してください。		
変更届書 （通常の営業日及び営業時間、管理者の住所等）	1 変更事項、変更前及び変更後の内容について具体的に記載してください。 2 変更内容により、確認できる書類の添付が必要なことがあります。		
（事前） 変 更 届 （ 店 舗 の 名 称 、 特 定 販 売 の 実 施 の 有 無 、 そ 他 特 定 販 売 に 関 する 届 出 事 項 ）	1 変更事項、変更前及び変更後の内容について具体的に記載してください。 2 変更内容により、確認できる書類の添付が必要なことがあります。 3 既存の店舗で特定販売を始める場合は事前に変更届が必要です。		

許可証書換え交付申請 （手数料2,500円）	1 許可証（本証）を添付してください。紛失等の場合、再交付となります。
---------------------------	-------------------------------------

許可証再交付申請 （手数料3,500円）	1 許可証（本証）を添付してください。許可証を紛失等のため添付できないときは、その旨を再交付の理由欄に記載してください。
-------------------------	--

休止・廃止・再開届書	1 事項発生から30日以内に提出しなければなりません。 2 廃止届書には、許可証（本証）を添付してください。
------------	---

- 店舗の構造設備については着工する前に必ず保健所に相談してください。平面図等の確認が必要です。
- 組織の変更（個人から法人への変更等）の場合、申請者の変更の場合、店舗の移転又は全面改築の場合は、新規の許可申請になります。
- 申請書類は、保健所の窓口や江東区のホームページから入手可能です。

江東区TOP>生活情報>保健衛生>医薬事等>医薬品販売業（店舗販売業）に関する手続  
<https://www.city.koto.lg.jp/260402/hukushi/ese/tetsuzuki/7041.html>

問合せ先：江東区保健所 生活衛生課 医薬衛生係  
 〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1  
 TEL 03-3647-5815 FAX 03-3615-7171